

教育・保育事業 内容・利用料など

| 用語 | 内容 | 問合せ先 |
|------------------|--|--------|
| 幼稚園 | 満3歳になった次の4月～小学校入学前までの幼児を対象に、学校として幼児教育を行っている。(一部の園で、満3歳になった時点で随時受入)市内には5園あり、すべて私立幼稚園。(かぐのみ幼稚園、逗子幼稚園、第二逗子幼稚園、聖和学院幼稚園、聖マリア幼稚園) ◆利用料：おおむね24,000円～29,000円/月。入園料・月謝等は園によって異なる。 | 保育課 |
| 幼稚園の預かり保育 | 幼稚園の正規の教育時間(1日4時間が標準)の前後や夏休み期間中などに、在園児を預かり保育。市内では4園が実施。 | 保育課 |
| 認定こども園 | 保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設。 ◆利用料：おおむね認可保育所と同様。 | 保育課 |
| 認可保育所 (公立・私立) | 保護者や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さん(生後8週～小学校入学前まで)を保育できない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設。市内に公立2園(湘南保育園、小坪保育園)、私立5園。(双葉保育園、沼間愛児園、桜山保育園、湘南アイランド逗子保育園、逗子なないろ保育園)◆利用料：世帯の所得(同居者等を含む)とお子さんの年齢によって決められている。18時以降は別途延長保育料がかかる。 | 保育課 |
| 小規模保育施設 | 0歳児～2歳児までのお子さんを対象とした、定員6人～19人の認可保育施設。市内に4施設。(ごかんのいえ、逗子しらかば乳児保育園、第2あにえるち保育園、かぐのみ保育園) ◆利用料：認可保育所と同様。 | 保育課 |
| 家庭的保育事業 | 0歳児～2歳児までのお子さんを対象とし、家庭的保育者が自宅等にて5人以下の少人数の保育を行う。市の認可事業。市内に1か所。(あにえるち保育室) ◆利用料：認可保育所と同様。 | 保育課 |
| 事業所内保育施設 | 企業や病院などが従業員の為に設置した保育施設。原則として従業員のみが利用。 ◆利用料：各施設が設定。 | 保育課 |
| 企業主導型保育事業 | 企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する国庫補助による認可外保育施設です。従業員以外の児童を預かる「地域枠」もあります。市内に2園。(LaLaLand逗子、ココカラデザイン保育園山本メディカルひでまり園) ◆利用料：各施設が設定。 | 保育課 |
| 認可外保育施設 | 国・自治体の設置認可を受けてない保育施設の総称。市内に5園。(ごかんのもり、うみのこ、みんなのあにえるち幼児園他、企業主導型保育事業も含む)。 ◆利用料：各施設が設定。 | 保育課 |
| 一時預かり | 保護者の病気や冠婚葬祭、育児疲れのリフレッシュなど、日頃保育所を利用してなくても、一時的に利用できる制度。市内では私立保育園4園で実施。◆利用料：各園が設定 | 保育課 |
| ファミリー・サポート・センター | 所在地は逗子市桜山1-5-42、子育て支援センターに併設。会員制で、子どもの保育所等への送迎や一時預かりなどの互助援助活動。病児・病後児預かりも行う。支援会員・依頼会員・両方会員がある。小学6年生まで利用可◆利用料は、平日(7時～20時)1時間700円(病児900円)◆土日祝・時間外1時間900円(病児1,100円)ひとり親、病児の補助制度もある。 ◆その他実費は保護者負担。 | 子育て支援課 |
| ベビーシッター | 子どもを家庭や指定された場所において保育や世話をする人のこと。利用者と事業者との個人契約で、深夜や休日も含めて、個人のニーズに対応して事業者がベビーシッターを派遣するもの。◆利用料：団体・法人等により異なる。 | - |

地域の子育て支援事業等内容・利用料など

| 用語 | 内容 | 問合せ先 |
|--------------------------|---|--------|
| 子育て支援センター (地域子育て支援拠点) | 逗子市桜山1-5-42に所在。子育てに悩みや不安を抱える保護者に対して、身近で気軽に利用できる支援拠点。自由に過ごせる子育てひろばの他、保健師相談や赤ちゃん相談を行っている。トイレックやパパ向け講座などのミニ講演会も。子育てアドバイザーが常駐し、小さいお子さんを遊ばせながら育児相談ができる。小坪・沼間親子遊びの場で巡回相談も実施。 ◆利用料 無料 | 子育て支援課 |
| 親子遊びの場 | 小坪(逗子市小坪5-21-15)と沼間(逗子市沼間1-2-20)の2箇所。乳幼児とその親が気軽に地域の他の親らと交流することができる自由で開放的な場所。貸しスペースとして地域の子育てサークルの活動の場としても利用可能。子育てアドバイザーの巡回相談も週1回。 ◆利用料 無料 | 子育て支援課 |
| ほっとスペース | 乳幼児とその親が自由に利用でき、くつろげる交流の場であり遊びの場。市内に5か所。(逗子・小坪・久木・沼間・池子)。親子体操や手遊び、お誕生日会など。◆利用料 無料 | 子育て支援課 |

| 用語 | 内容 | 問合せ先 |
|--------------------------|--|------------|
| プレイリヤカー | プレイリヤカーは乳幼児と保護者が地域の公園などで気軽に外遊びをして楽しくすごしてもらうことを目的とし、池子ほっとスペースの一環として行っている。◆利用料：無料 | 子育て支援課 |
| 体験学習施設スマイル | 池子1-11-2に所在。児童館機能を持ち児童青少年の健全育成を目的とした施設。多目的室やスポーツルーム、カフェ等を設置。スマイル講座やスマイルまつりなど各種イベントも開催。 | 子育て支援課 |
| 逗子市子ども相談室 (家庭児童相談室) | 子ども本人や親等からの心配事や悩み事などの相談の受け付け。逗子市役所内に、設置。 月曜日～金曜日8:30～17:15 電話046-871-8801(直通) ◆利用料 無料(電話代はご本人負担) | 子育て支援課 |
| 民生委員・児童委員 | 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、相談・援助を行い地域住民を支援している。守秘義務があり、困りごとがあれば気軽に相談できる。福祉の制度など、さまざまな支援サービスをご紹介します。 | 社会福祉課 |
| 妊婦健康診査 | 母子保健法に基づき、妊婦及び胎児の健康を確保し健康管理の充実を図るため、実施される健診。補助対象者1人につき14枚の妊婦健康診査費用補助券を母子手帳交付と同時に交付。補助券の利用により、妊婦健康診査費用を市で負担。 ◇市の負担額：妊婦1人あたり最大6万1千円の補助 | 子育て支援課 |
| こんにちは赤ちゃん訪問事業 | お母さんと赤ちゃんが心身ともに健康に生活できるよう、生後4カ月までの赤ちゃんがいる全ての家庭へ助産師・保健師が訪問を行う。 | 子育て支援課 |
| 母親両親教室 | 妊娠や出産、育児の不安をなくし、健康で元気な赤ちゃんを生み育てることを目的として、母親両親教室を行う。妊婦体操やお風呂の入れ方など基礎知識を学ぶ。土曜開催コースも実施。 | 子育て支援課 |
| 離乳食教室 | 離乳食開始時期の乳児を対象に、おんぶ体験、離乳食に関するお話、試食、質疑応答を行う。(予約制)。対象月以外でも受講可能。◆利用料：無料 | 子育て支援課 |
| 2歳児すくすく教室 | 内容：お話(生活・歯・食事について)、育児相談、歯科相談、栄養相談、計測などです。 ◆利用料：無料 | 子育て支援課 |
| 陽だまりサークル | 子育て中のお父さんお母さんのリフレッシュ事業として、また親同士の仲間(つながり)づくりの場として、年4回開催。開催中はお子様を保育サポーターに預け、お子さんから離れて親同士が楽しみながら気分転換を図る場となっている。 | 社会福祉協議会 |
| 地域安心生活サポート事業 | “地域において孤立しがちなひとり暮らし高齢者や障がい者世帯等を地域で見守り支援していくことにより、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制”を地域が主体となって検討し、取り組む事業。自治会や地域のボランティア(見守りサポーター)が中心となって取り組んでいる。 | 社会福祉協議会 |
| 放課後児童クラブ (学童保育) | 保護者が仕事などで放課後家庭にいないお子さんの遊びや生活の場を提供する施設。市内の小学校区毎に1箇所ずつ設置し5箇所あります。 ◆利用料：0円～17,500円/月。延長保育料は別途1,000円/月かかります。 | 保育課 |
| ふれあいスクール | 市立小学校の空き教室を活用し、放課後の子どもの遊びの場を開設している事業。子どもたちの豊かな人間性の育成を目的としています。◆利用料無料 | 子育て支援課 |
| こども発達支援センター療育相談 (ひなた) | 18歳までの障がいや発達に心配のあるお子さんが将来にわたって、その持てる力を十分に発揮して暮らせるよう、相談や個別支援・勉強会などを通して切れ目なくサポートする。 所在地：逗子市桜山5-20-29(療育教育総合センター1階) 開館日等：月曜日～金曜日(開館時間)8:30～17:15 (電話相談・来館相談)9:30～16:30 ※来館予約の受付は17:00まで ◆利用料：無料 | 療育教育総合センター |
| こども発達支援センターくろーばー | 「自立的で豊かな生活の広がり」を目的として、お子さん一人ひとりの様々な特性に配慮した個別支援計画をもとに、児童発達支援事業や放課後等デイサービスのグループ療育などをとおして、専門的で一貫した支援をご家族や療育相談と協働しながら行う。※児童福祉法に基づく法定サービスになりますので、利用するにあたり所定の手続きが必要となります。 所在地：逗子市桜山5-20-29(療育教育総合センター2階) ◆利用料：800円程度/日 ※世帯の収入状況等により負担上限月額が設けられている。 | 療育教育総合センター |

| 用語 | 内容 | 問合せ先 |
|--------------------|--|------------|
| 教育研究相談センター | 所在地は、逗子市桜山5-20-29（療育教育総合センター3階）。教育に有用な調査・研究、教員の指導力向上のための研修会などの取り組み及び教育相談などを行い、本市の教育の振興を図る。不登校児童生徒の学習の場として適応指導教室「なぎさ」を開室。また、支援教育推進巡回指導員、巡回スクールカウンセラーを市内小中学校に派遣し、支援教育に関する学校のサポートを行っている。また、市内児童・生徒及びその保護者・教員を対象とし、教育に関する悩み・不安・ストレス等さまざまな要因からくる相談を受けることにより、相談者の心的負担の軽減を図り問題解決の支援を行います。 | 療育教育総合センター |
| ずし子育てわくわくメール（メルマガ） | 子育てに関するイベントや講座、子どもの健診などお知らせをメールで配信。0～2歳、3～5歳、6～11歳、12歳～15歳児、16歳～18歳、の5区分があります。 ◆利用料 無料（通信費などは登録者負担） | 子育て支援課 |
| 社会福祉協議会 | 逗子市桜山5-32-1に所在。公共性・公益性のある社会福祉団体として、地域福祉の向上や地域福祉事業の推進役として活動し続け、在宅福祉サービス各種相談、ボランティアのコーディネート、子育て支援事業などにも取り組んでいる。 | 社会福祉協議会 |
| 児童養護施設 | 児童福祉法に基づく児童福祉施設の一つ。保護者がいない、虐待されているなど家庭養育が困難な子どもを入所させて養育する施設。近隣に、鎌倉児童ホーム（鎌倉市）、春光学園（横須賀市）、幸保愛児園（葉山町）、誠心学園（横浜市磯子区）などがある。 | 子育て支援課 |
| 児童相談所 | 児童福祉法に基づき、原則18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じる機関。子育ての悩み・虐待に関する相談・言葉や発達の遅れに関する相談・生活やしつけの相談・非行の相談・不登校の相談・里親に関する相談等本人、家族、学校の先生、地域の方々等からの相談に専門スタッフが応じる行政機関。逗子市は、鎌倉三浦地域児童相談所の管轄。 ◆利用料 無料 | 子育て支援課 |
| 保健所 | 県鎌倉保健福祉事務所（平成9年に県保健所と県福祉事務所が合併した機関）が逗子市を所管しています。医師、保健師、栄養士、衛生監視員等の専門職種が勤務し、住民の方々の生活に密着した保健・医療・衛生・福祉水準の向上に努めている。 | 子育て支援課 |
| 保健センター | 逗子市池子字棧敷戸1892-6に所在し、子どもの健診や、大人の健診（検診）、栄養講座など各種講座などの会場となっている。 | 国保健康課 |
| 育児休業制度 | 育児を目的として休業できる制度。育児休業中は、雇用保険から休業前の賃金の40%程度相当が育児休業給付として支給される。 | - |
| 短時間勤務制度 | 3歳未満の子を養育する従業員が対象。申し出により、短時間勤務（1日6時間勤務）ができる制度。平成24年7月1日法改正により従業員数100人以下の事業所も適用となっている。 | - |

逗子市では行っていない事業

| 用語 | 内容 | 問合せ先 |
|---------------------|---|------|
| 居宅訪問型保育 | ベビーシッターのように、保育者が保育を必要とする子どもの自宅で行う。 ◆利用料：保護者の所得により異なります。 | - |
| 病児・病後児保育施設 | 逗子市内には、現在のところ、病児・病後児保育施設はありません。近隣では、鎌倉市、横須賀市などで実施しています。発熱時など病気のときに、病院や保育施設に付設された専用スペースで看護師などが一時的に保育する事業。 | - |
| 夜間養護等事業：トワイライトステイ | 逗子市では実施していない。 | - |
| 短期入所生活援助事業（ショートステイ） | 逗子市では子どもを預かるショートステイ事業は行っていません。（障がい程度区分1以上の障がい者向けのみ実施）。保護者の入院や育児疲れ等により一時的に養育困難となったお父さんを乳児院・児童養護施設で短期間お預かりする事業で、近隣では横須賀市が行っている。 | - |